

石川県眺望計画（変更案）の意見聴取について

石川県眺望計画を次のように変更する。

1. 「白山眺望景観保全地域（北陸新幹線）」の追加指定

区域図のとおり北陸新幹線白山側の沿線に白山眺望景観保全地域（北陸新幹線）を追加指定する。

指定概要

(1) 区域

区域図のとおり北陸新幹線車窓から白山の左右の稜線までを眺望できる小松市の木場潟付近から、加賀市分校町までの範囲。

(2) 景観形成の目標

白山の眺望景観の保全と木場潟、柴山潟など周辺景観の保全・創出

(3) 景観形成の方針

①眺望景観の保全

白山の主峰部を中心とした眺望景観を保全するため、前景となる山並みのスカイラインを切るなど眺望景観を阻害するおそれのある建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、山地・森林や湖沼・田園などの景観の保全・創出を図る

②湖沼景観の保全・創出

白山の眺望景観の構成上、特に重要な要素である木場潟や柴山潟の景観を保全するため、周辺の建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、湖岸のヨシや樹木の保全・再生、水質の改善を図る

③公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

④景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

(4) 行為の制限に関する事項

①届出対象行為

行為の種類	建築物の建築等	工作物の建設等	開発行為
眺望景観 保全地域	建築面積 500 m ² 超 又は 高さ 13m 超	高さ 13m 超	開発面積 10,000 m ² 超
特別地域	建築面積 200 m ² 超 又は 高さ 10m 超	高さ 10m 超	開発面積 3,000 m ² 超

②景観形成基準（抜粋）

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	・視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。
	・視点場から最も近い中間山地の稜線を切らない位置・高さとする（別図のとおり）。※特別地域のみ
形態 ・ 意匠	・周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。
	・自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。
	・勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
	・多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
	・建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（い）欄のとおりとする。※眺望景観保全地域
	・建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（ろ）欄のとおりとする。※特別地域

別表 色彩の数値基準（マンセル表色系（JIS Z 8721）による）

	(い) 眺望景観保全地域	(ろ) 特別地域		
		0.1R ～ 5Y	5.1Y ～ 10Y	その他
色相	全色相			
明度	8.5以下	3～8.5	3～8.5	3～8.5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下

理 由

1. これまで「白山眺望景観保全地域」として、木場潟園路、柴山潟源平橋から望む白山眺望景観の保全を行ってきた。
令和6年春に迎える北陸新幹線県内全線開業を見据えた景観形成の取り組みとして、北陸新幹線の車窓から望む、白山や加賀平野の田園風景の眺望景観を保全するため、地域を追加する。